

# 関東信越厚生局 令和6年度 第1回地域包括ケア事例研究会

## (生活支援体制整備事業に係る事例研究会)

### 1. 開催趣旨

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、生活支援・介護予防サービスの事業間での連携や充実を図りながら実施することが重要です。

そのため、市町村は生活支援体制整備事業（以下、「本事業」という。）を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とつなげていくことが求められています。このことから、住民や地域での活動に取り組む民間企業等と地域の多様な主体との接続を促進していくために「住民参画・官民連携推進事業」が創設されました。

については、関東信越厚生局において、管内市区町村の本事業を担当する生活支援コーディネーター及び当該事業担当の自治体職員等を対象に、令和6年度の地域支援事業実施要綱改正点を踏まえて、生活支援体制整備事業を先進的に取り組んでいる自治体の事例紹介、また参加者間での意見交換等を通じて、今後の事業展開や具体的な課題の解決につながるようなアイディアやヒントを得ていただくことを目的として、本事例研究会を開催いたします。

### 2. 参加対象

管内市区町村の生活支援コーディネーター及び当該事業担当の自治体職員等  
(募集数 100名程度)

### 3. 日 時

令和6年10月25日（金） 13時15分～16時30分

### 4. 開催方法及び場所

- (1) 開催方法：対面形式
- (2) 場所：さいたま新都心合同庁舎1号館5階 共用会議室5-1（別紙3案内図参照）  
(埼玉県さいたま市中央区新都心1-1)

### 5. 申込方法

参加をご希望の場合は以下のURL・QRコードよりアクセスいただき申込フォームより  
令和6年10月16日(水)17:00までにお申込みくださいますようお願いいたします。

なお、先着順のため、定員に達していた場合は、ご参加いただけない旨のご連絡をメールにてさせていただきます。恐れ入りますが、ご了承ください。

また、ご参加が可能な方につきましては、10月中旬頃を目途に、事例研究会で募集する質問等を別途アンケートにてメールでお送りしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<参加申込フォーム URL・QRコード>

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/form/pub/kousei03/0611>

QRコード

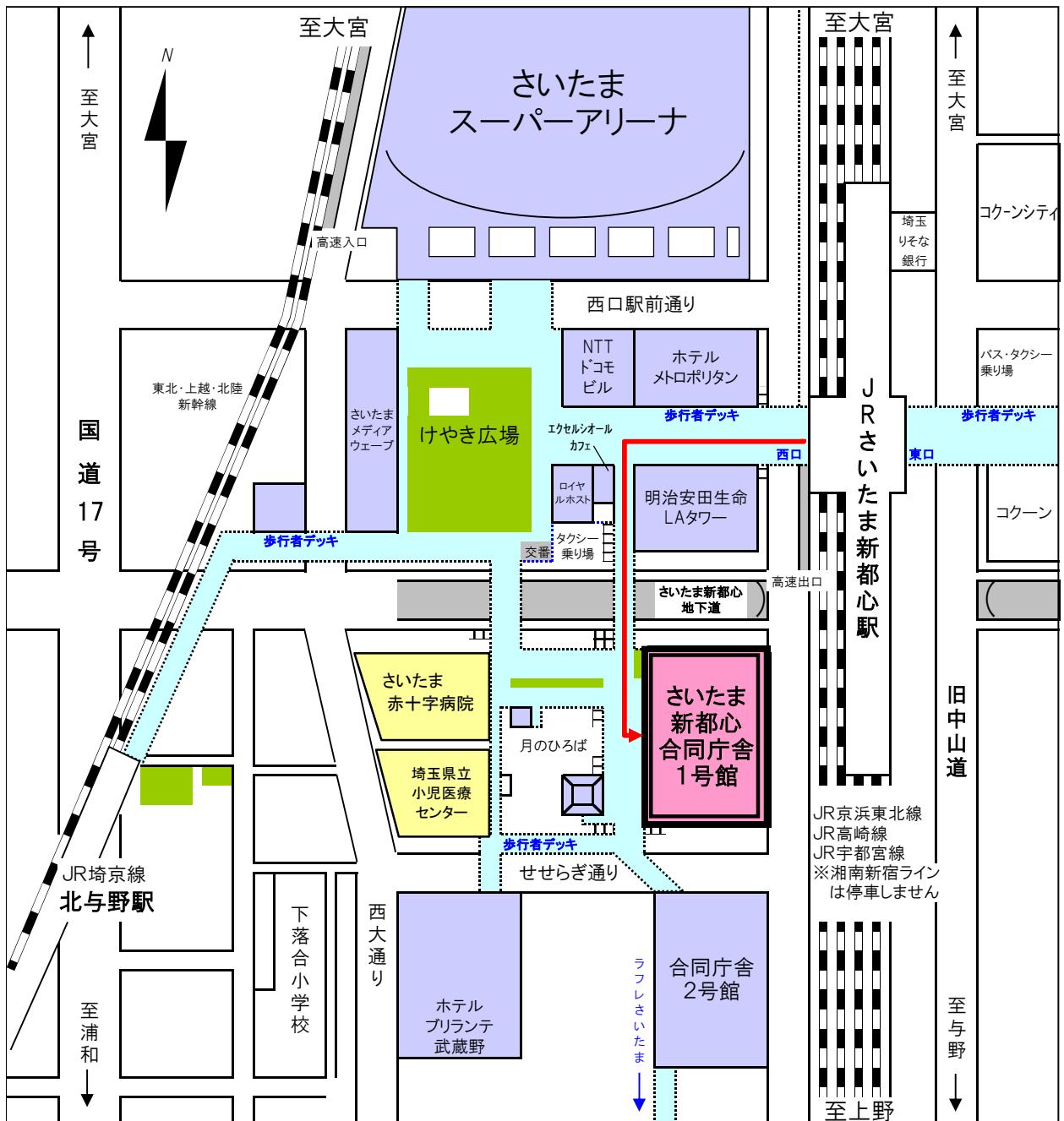


## 6. 内容（予定）

13：15 ～13：20	<b>開会及び趣旨説明</b>	関東信越厚生局 地域包括ケア推進課長
13：20 ～13：40	<b>行政説明</b> 「生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携と推進について」	厚生労働省 老健局 認知症施策 地域介護推進課 地域づくり推進室 担当職員
14：45 ～15：55	<b>事例発表</b> <b>発 表①</b> 栃木県大田原市 テーマ 「民間企業との連携によるささえ愛地域貢献活動」  <b>発 表②</b> 東京都清瀬市 テーマ 「生活支援サービスの立ち上げ」  <b>発 表③</b> 神奈川県川崎市 テーマ 「小地域福祉活動から個別支援へのアプローチ」	3自治体とも生活支援体制整備事業をご担当されている行政職員と生活支援コーディネーターの皆様での発表を予定しております。
14：55 ～15：05	<b>休憩</b>	
15：05 ～16：30	<b>グループワークによる意見交換</b> <b>発表及び講評</b>	
16：30	<b>閉会</b>	

<問い合わせ先>  
 厚生労働省 関東信越厚生局  
 地域包括ケア推進課 担当：齋藤（駿）・荒井  
 電 話：048-740-0793  
 メール：ktkousei166@mhlw.go.jp

# さいたま新都心合同庁舎1号館 案内図



【交通】・JR京浜東北線、宇都宮線・高崎線(上野東京ライン)  
「さいたま新都心駅」徒歩3分 ※湘南新宿ラインは停車しませんのでご注意下さい。  
・JR埼京線「北与野駅」徒歩10分

## さいたま新都心合同庁舎 1号館

### 入館・退館案内

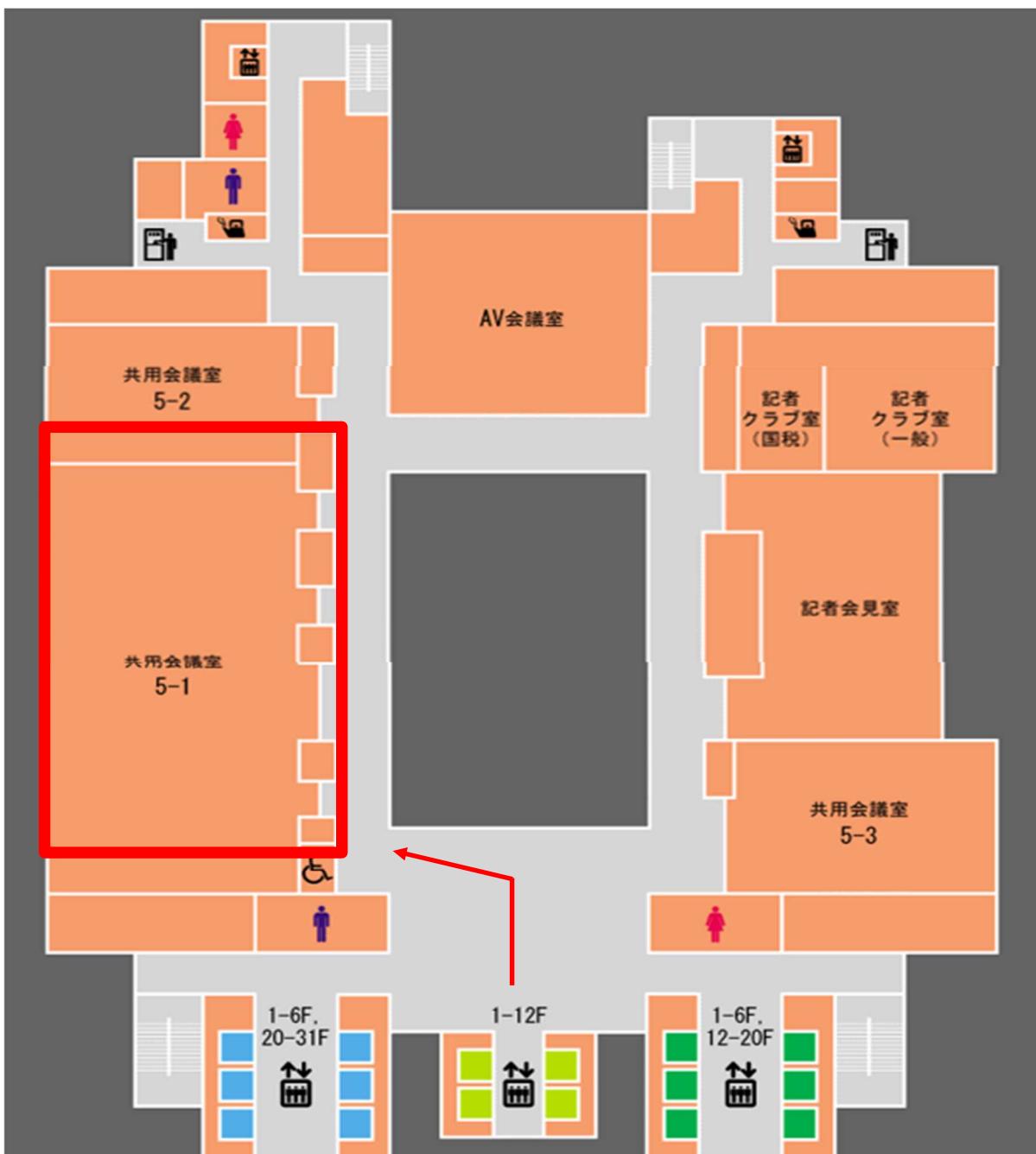
#### <入館方法>

1. 2階玄関を進んでいただくと、当課の職員がお待ちしております。  
事例研究会に参加の旨お伝えいただいた後に入館証をお渡しします。  
セキュリティゲート脇の扉（警備員常駐）から入館してください。
2. 会場は5階を降りた正面左手にある共用会議室5-1です。

#### 2F 玄関フロアマップ



## 5F フロアマップ



### <退館方法>

退館時は入館時と同様に、セキュリティゲート脇の扉（警備員常駐）から退館してください。

入館証は2階セキュリティゲートを通過されるまでお持ちいただき、通過後当課の職員が回収いたします。

※ 1階からは退館できませんので、ご注意ください。